

「オリンピック」改憲論 の登場！

No.156 2017・6・1

J R 貨物労組資料室報

平和憲法が^{こわ}壊される

長かったGWもあっという間に過ぎてしまったが、季節的にはいまが一番さわやかな時期でもある。

だがこうした季節感などまったく関係なく、北朝鮮のミサイル発射や中東シリアへの米トマホークミサイル攻撃が物議を醸^{かも}しだしている。

また原子力空母カールビンソンを中心とする米機動部隊(註一)が日本海に出動するという一触即発^{いっしょくそくはつ}の緊迫した事態がもたらされている。

しかもこの米艦隊を「護衛」するために、海上自衛隊の艦艇が出動するという事態さえ生じているのである。

多くの反対を押し切って成立した戦争法(安保法)によってそれが可能となったという事である。

それだけではない、米は北朝鮮のミサイル実験に対して、なんと射程距離が1万六千^{*}に達するICBM(大陸間弾道弾)の発射実験を威圧的に行ったりしているのだ。

さて日本ではこのような緊迫する状況の下で開催された5月3日の憲法記念日に、日本会議などが主導している「美しい日本の憲法をつくる会」が改憲をめざす集会を開催したのであるが、これに安倍首相はわざわざビデオメッセージを寄せ「2020年を新しい憲法が施行される年に」と改憲について踏み込んで具体的に表明しているのであった。

つまり憲法施行70年という記念すべき日であるにもかかわらず首相は、自らの念願でもあり悲願でもある「改憲」の実現日程まで示して述べているということである。

本来ならば平和憲法制定70年の国家的な記念日であるにもかかわらず、憲法を遵守しなくてはならない国の責任者が、改憲を述べかつその時期まで示しているのであるからまさに驚きである。

私たちはこのような暴挙とも言うべき事態を前にして、まずはこれを許してはならないということを明らかにし、以下その論点について述べておかなければならない。

註一 機動部隊

少々古い概念かも知れないが、空母を中心に巡洋艦、駆逐艦などで構成され、航空戦を主任務とする高速

艦隊のこと。

オリンピック

五 輪の年に新しい憲法を施行！

今年^{今年}は戦争の放棄を定めた平和憲法が生まれ丁度 70 年の節目の年（註—2）である。

だがこの記念すべき日であるにも関わらず首相は、「日本会議」（註—3）などが主導し、これに「美しい日本の憲法をつくる国民の会」（註—4）などが加わった 5・3「改憲をめざす集会」にわざわざビデオメッセージを送ったのであった。

その内容は「改憲を行い、その施行を 2020 年の東京オリンピックの年にしたい」というような代物^{しろもの}であった。

またGW直前に都内で開催された憲法施行 70 周年記念式典（4 月 26 日）では「日本国憲法の基本原則の普遍的価値を心に刻みながら新しい時代の理念の姿を描いていくことが求められている」などと述べている。

新しい時代の理念とは、9 条の実質的な廃棄を含ませているということは言うまでもあるまい。

更に 5 月 1 日には超党派の憲法改正推進派の国会議員が開催した会合にも参加し、そこでは「歴史的な第一歩を踏み出す」と改憲の意志を強く打ち出しているのであった。

そして 5 月 3 日の^{ぜんじゆつ}前述した発言になる。このような態度からも改憲をいよいよ具体化させる段階に進んできていることが判明するだろう。

とりわけ、自民党が昨年 7 月の参院選で 27 年ぶりに参院での単独過半数を超え、これに公明や維新を加えると改憲勢力は^{ゆう}悠に三分の二を超えていることから、衆参両院で改憲勢力が具体的に発議出来る条件が^{ととの}整ってしまっているのである。

従って改憲を悲願としている自民党の保守派は、なんとしても次の衆院総選挙（来年 12 月で衆院議員は任期満了となる）の前に、つまり今のように三分の二を占めている間に改憲の国会での発議を実現しておくことを狙っているのである。

実際に首相に近いという幹事長代行などは「今秋の臨時国会で改憲発議をすることが望ましい」などと述べているのはその表れ^{あらわ}でもあろう。

註—2 節目の年

現行憲法は 1946 年 11 月 3 日に公布され、翌 1947 年 5 月 3 日に施行されている。

註—3 日本会議

「日本を守る会」と「日本を守る国民会議」と称する右翼的な組織が 1997 年 5 月に合併して発足した。2015 年 4 月現在の日本会議会員数は約 3 万 8 千人。日本会議は安倍首相を含め約 280 名にもものぼる衆参国会議員懇談会を組織し、さらには地方議員連盟も設置されている。

また団体としては神社関係や一部仏教界・新興宗教団体が日本会議を支えている。

註—4 「美しい日本の憲法をつくる国民会議」

評論家の桜井よし子らが進める改憲推進運動を進める組織。同会は改憲に賛同する I 千万署名運動を進めており、現在までに 922 万人の署名を集めたとしている。

九条にもう一項プラスする

さてビデオメッセージという型ではあれ、平和憲法を改悪する時期まで明らかにしたことは今回が初めてであろう。

だからまずはこの加憲策動（9 条に更に 1 項加えること）に反対するのであり断じてこれを容認してはならない。

なぜならば戦争という手段を放棄し、そのために軍備や交戦権さえも自らが否定した憲法第 9 条（註一5）を私たちがしっかりと守りこれを堅持しているからである。

とりわけ国際紛争を解決する手段としての武力行使（戦争行為）を永久に放棄したということ、そのために戦力を持たないことを国の最高規範たる憲法に定めた意義をもっともっと大事にしなくてはならないのである。

しかも安倍政府は 5 月 19 日、共謀法を衆議院法務委員会で強引に採決し、その成立を強引に図らんとしている。

これは改憲反対運動を弾圧し、国会での多数派を占めているうちに改憲を一挙^{いっきよ}になしとげようとする態度の現われでもある。

それだけではない。自らの政権を長期にわたって維持することを狙い、すなわちその影響力が衰^{おとろ}えないうちに 9 条などの平和憲法をひっくり返して、武力の行使が国際紛争を解決する手段として出来るようにしたいのである。

そのために 9 条の 1 項 2 項に新たに 3 項を加えるという形での改憲を目論んでいるのだ。

こうした動向についてすでにマスコミは

1) 改憲の時期を 2020 年東京オリンピックの時期に施行するとしている。

2) 9 条は一応そのママとするが、しかし自衛隊の存在を憲法に明記する文言^{もんごん}を入れる。などとすでにこれを報じていたのであった。

かくして首相は、悲願でもある改憲を実現させることを具体化しようとしているのであり、それは決意だけではなく時間的な目標も定めていることに注意しなければならない。

それだけではない、今までの自民党の総裁任期（2 年）について、これまでの二期までから三期に引き延ばして、東京五輪の開催に合わせて憲法改悪を実現しようとしているのである。

註一5 憲法 9 条

第 9 条（戦争の放棄、軍備及び交戦権の否定）

① 日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は国際紛争を解決する手段として永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達成するために陸、海、空軍、その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを

認めない。となっている。

改憲の段取りを進める政府

多くの人々が反対しているにもかかわらず、改憲への動きは一段と加速している。この動向について見ると、まずは「改憲原案」がいつ国会に上程されるのか？ということである。

その場合衆議院では 100 人以上、参議院では 50 人以上の国会議員の賛同が必要となる。そして提出された「原案」が衆参両院で審議されることになるが、すでに両院に設置されている憲法審査会での審議を経て、出席議員の過半数以上の賛同で採択され、次に衆参本会議での三分の二以上の賛成によって可決となる。

このような議を経て国会が「改憲案」を国民に発議して、60 日～180 日の広報・周知期間を経て国民投票を行うことになる。

その場合国民投票の有効投票総数の過半数をもって「改憲」の承認・不承認が決められるという段取りとなる。

改憲はこうした全過程を経てはじめて実現されるのであるが、すでにこのような段階にまで来ていることを私たちは更に自覚しなければならない。

国民主権・基本的人権・絶対平和主義を貫いた 70 年！

今年は今憲法が制定されてから 70 年余という歳月^{さいげつ}を経た本来は記念すべき年であるが、しかし記念とは裏腹に特に留意しておかなければならないことがある。

それは 1947 年 5 月 3 日に施行されて以降今日までの長い年月を経過しても、憲法の一言一句の修正も許さずに、国民主権・基本的人権・絶対平和主義の三原則を守り抜いて来たということである。

とりわけ「共謀罪」の強行採決に見られるように、基本的人権などは曖昧^{あいまい}な「共謀」というレッテルによってないがしろにされようとしているように、9 条もそのように骨抜き化されようとしているのだ。

こうした「改憲」策動が、いやらしい「積極的平和主義」などで誤魔化され、その一方では「戦争の放棄」が放棄されようとしている事に怒りを持つのである。

私たちは「戦争法」(安保法)を強引に押し通した暴挙を忘れることなく、平和憲法が具体的に骨抜きにされようとしている事に強く反対しなくてはならない。

5 月 9 日の参院予算委で、改憲について首相はおよそ以下のようなことを述べている。すなわち「今やらなくてはならぬことは自衛隊についてだ。憲法学者の 7～8 割が自衛隊を違憲としている。この状況を変えるのが私たちの世代の責任だ」などと発言しているのである。

しかし今やらなくてはならないのは9条を変えることではない。

なぜなら先の戦争が、多くの国民を死の淵^{ぶち}まで追いやってしまったという痛苦的な反省から、私たちは戦争を否定することの同義的な態度として「9条をもっと大切にしなければ！」と心に刻み込んできたからである。

大切なことは9条を堅持することなのだ。

このような立場を忘れることなく、改憲^{けいけん}を五輪の時期に合わせて定めようとしている政府の邪^{よこしま}な暴挙に強く反対していかなければならない。